

ちいき あんしん く  
地域で安心した暮らしを!!

# ほっとサービス

「ほっとサービス」には「安心してほっとする」  
という意味と、「ほっとな思いで熱心にお手伝いする」  
という2つの意味が込められています。

このようなことで**困**っていませんか?

つうちょう  
通帳やはんこ、  
たいせつ じよるい  
大切な書類を  
よくなくしてしまう



ふくし  
福祉サービスの  
りよう  
利用のしかたが  
わからない

こうきょうりょうきん  
公共料金や  
いりようひ しはら  
医療費の支払い、  
ぎんこう はらいもど  
銀行などでの払戻しが  
うまくできない



やくしよ とど しよるい  
役所から届く書類を  
どうしたらいいのかわからない



ほっとサービスをお届けします。

お届けするのは、  
いいつかししゃかいふくしきょうぎかい  
飯塚市社会福祉協議会  
けんりようご  
権利擁護センター「ファミリア」です。



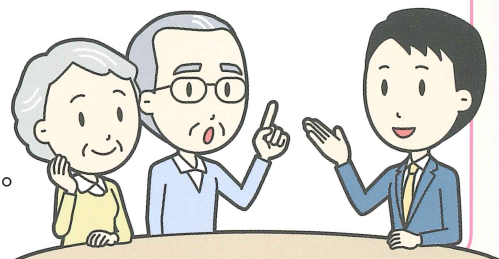
## Q どのような人が利用できますか？

**A** 認知症、知的精神障がい者、難病疾患などで、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

※この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。

※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症と診断を受けている方に限られるものではありません。

※施設や病院に入所、入院された場合でも利用できます。



## Q どのようなサービスがありますか？

**A** 次のようなお手伝いをします。

### 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう相談を受けます。

- 福祉サービスの情報提供、助言、利用する(やめる)ための手続き
- 福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い

✕ 【お手伝いできないこと】  
本人の買い物支援、保証人、施設や病院の入所・入院の手続き

福祉サービスを利用するにはどうしたらいいの？



### 日常的な金銭の管理

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

- 年金や福祉手当等の受領に必要なお手伝い
- 生活費の定期的なお届け、お金の使い方についての相談、助言
- 福祉サービスの利用料や医療費、公共料金や家賃などの支払いのお手伝い

✕ 【お手伝いできないこと】  
預金の資産運用や確定申告、債務整理にかかる手続き

月々の支払いがきちんとできているか心配…。



### 書類等のお預かり

大切な書類や印鑑、証書などを安全にお預かりします。

- 保管できるもの  
年金手帳・証書、預貯金通帳、登記識別情報通知書、印鑑、キャッシュカードなど

✕ 【保管できないもの】  
宝石、書画、骨董品、貴金属類、鍵など

通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてしまう…。

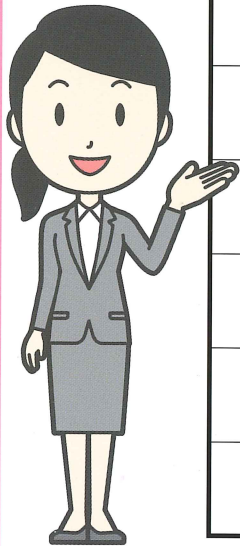




# Q 費用はかかりますか？

A 相談は無料ですが、契約後は利用料や預かり料が必要です。

## 利用料



1 時間まで	1,000 円
1 時間を超えて 1 時間 30 分まで	1,350 円
1 時間 30 分を超えて 2 時間まで	1,700 円
2 時間を超えて 2 時間 30 分まで	2,050 円
2 時間 30 分を超えて 3 時間まで	2,400 円
3 時間を超えた場合	2,750 円
生活保護を受けている方	1 回 500 円



## 預かり料

### 飯塚市社会福祉協議会でお預かりする場合

日常的な金銭管理にかかる書類等を預かります。  
(預貯金通帳、通帳印など)

月 350 円 (年 4,200 円)

### 銀行の貸金庫等でお預かりする場合

普段取り扱わないその他の書類等を預かります。  
(年金手帳・証書、預金通帳、登記識別情報通知書、  
実印、キャッシュカードなど)



月 250 円 (年 3,000 円)

### 生活保護を受けている方

月 500 円



# サービス利用手続き

相談

まずは、権利擁護センター「ファミリア」までご連絡ください



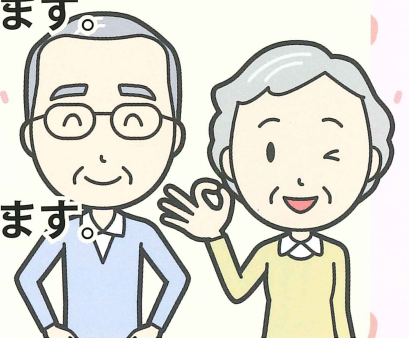
訪問

社会福祉協議会の専門員が訪問し、利用申し込み書を作成します。  
ご本人のお困りごとや契約の意思を確認します。

支援計画作成

専門員がご本人と話し合っ、支援計画を作成します。よろしければ契約します。

契約



支援開始  
有料

社会福祉協議会の生活支援員が支援計画にそったお手伝いを始めます

※ここから利用料・預かり料が発生します。

## 安心してご利用していただくために

この事業の透明性を確保し、ほっとサービスの援助を適正に行うために、弁護士や研究者等で組織する「運営審議会」を設置しています。

サービスに対しての苦情があるときは「運営審議会事務局（電話：0948-24-4500）」  
または福岡県社会福祉協議会に設置されています「運営適正化委員会（電話：092-915-3511）」  
までご連絡ください。

社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会

権利擁護センター「ファミリア」

〒820-0011 飯塚市柏の森 956-4

電話 0948-24-4500

ファックス 0948-23-2262

メール kenri@iisha.or.jp

《受付 / 月～金曜（年末・年始・祝日を除く）午前8：30～午後5：00》